

第2章 分野別整備方針

都市計画の直接の対象となる土地利用、都市施設、これらと密接に関わる事項について、花巻市全体における整備、開発及び保全の方針を定めます。これらの都市機能は多岐にわたるため、ここでは都市計画区域の再編のほか、上位計画や分野別計画の体系に対応して、6つの分野別に整理して方針を示します。

(1) 都市計画区域の再編

本市には合併により、2つの都市計画区域が並存しています。

通勤・通学圏や商圈、交通網などからみた都市圏の一体性、並びに開発実態や立地条件などからみた開発動向の見通しを踏まえ、一体の都市としての目標を実現するため、次の事項の見直しを行います。

- ・ 花巻都市計画区域と東和都市計画区域の統合を進めます。
- ・ 都市計画区域外のうち、地形条件、生活拠点からの時間距離、開発実態の動向から、土地利用コントロールが必要と考えられる大迫地域の一部、幸田地区、横志田地区及び東十二丁目地区の一部について、都市の将来像の実現に向けた快適で安全な住みよい都市環境の誘導や、一つの市として合理的な都市計画行政を推進するため、都市計画区域への編入を進めます。
- ・ 都市計画区域内のうち、当初想定されていた諸条件が変化し、地形条件や今後の開発動向の見通しから土地利用コントロールの必要性が低いと考えられる田瀬地区について、一つの市として合理的な都市計画行政を推進するため、都市計画区域からの除外を進めます。

